

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
 文京区地域福祉計画
 障害者計画
 平成18年度～平成20年度
◆概要版◆

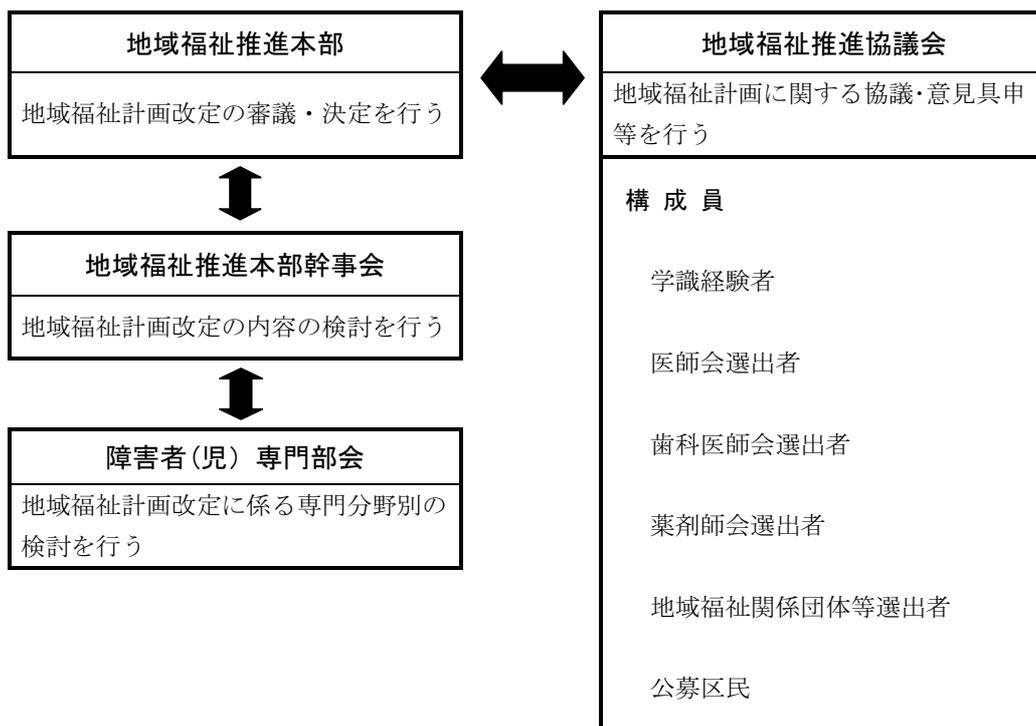
■ 計画の改定に当たって

1 計画改定の背景と趣旨

- 平成15年4月から、障害者自らがサービス内容や事業者を選択し、契約によって利用する支援費制度がスタートしました。新制度3年を経て、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設するため、平成17年10月に障害者自立支援法が成立しました。
- 障害者自立支援法第88条では、市町村は国が定めた基本指針に即して障害福祉計画を定めるものとしています。そこで、本区では文京区地域福祉計画の分野別計画の一つとして、同法による障害福祉計画を包括した障害者計画を策定します。

2 計画改定の検討体制

検討体制の組織図



3 計画の構成

- 地域福祉計画全体の構成は図表のとおりです。計画全般にわたる考え方、基本理念、基本目標等の総論部分は全分野に共通で障害者（児）を対象とする計画部分が本計画の固有部分となります。
- 本計画は、地域福祉計画の中の障害者計画の改定版であると同時に、障害者基本法第9条第3項に基づく「障害者計画」、及び障害者自立支援法第88条に基づく「障害福祉計画」としての性格も有しています。

地域福祉計画の構成

改定に当たって	・改定趣旨・背景・検討体制・計画期間・進行管理				
基本的考え方	・基本理念 ・基本目標				
現状と課題	・地域特性等				
分野別計画	子ども	高齢者 介護保険	障害者（児）	地域保健医療	地域福祉
	子育て支援計画 (次世代育成支援行動計画)	高齢者・介護保険事業計画	障害者計画 (障害福祉計画)	保健計画	地域福祉の推進
	16年度策定済	17年度策定済	18年度改定	17年度策定済	17年度策定済

4 計画の期間

- 本計画は平成18年度から20年度までの3年間を計画期間とし、平成20年度に見直しを行います。

5 計画の進行管理

- 進捗状況については、文京区地域福祉推進協議会に報告し、区民参画による進行管理を行います。また、新たな課題や施策の実施に当たっては、随時、協議いただくことにしています。
- 地域福祉の推進のために、全庁的に取り組むため、庁内組織としては地域福祉推進本部に計画の進捗状況を集約し、調整を行います。
- 区民が、福祉及び保健等のサービスを有効に利用できるよう、情報提供や周知方法等には十分配慮を行います。

■ 計画の考え方

1 基本理念

文京区における地域福祉推進の基本理念を次のように掲げました。

(1) 人間性の尊重

だれもが、人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が損なわれな
い地域社会を目指します。

(2) 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自
己実現できるよう支援します。

(3) 共に生きる地域社会の構築

だれもが、ノーマライゼーションの理念に基づき主体的に社会参加し、世代を
超えて相互に理解・協力しあい、共に生きることのできる地域社会を作ること
を目指します。

(4) 区民参画及び協働の推進

区民中心の福祉の地域づくりを目指して、区民一人ひとりと様々な団体が、主
体的に参画し、協働することを推進します。

(5) 男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊か
に生き生きと暮らせる地域社会を目指します。

2 基本目標

だれもが安心してその人らしく、自立した地域生活が営めるよう、必要な福
祉サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う区民主体の地域づく
りを目指す。

■ 現状と課題

1 障害者・障害児の現状

本区の障害者、障害児の数は、平成18年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が5,070人、愛の手帳所持者(知的障害者)が646人、精神障害者保健福祉手帳所持者が544人となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部疾患で全体の81.9%を占め、愛の手帳では、3度(中度)と4度(軽度)で全体の66.7%を占めています。

2 実態・意向調査結果と課題

(1) 障害者の地域自立生活への支援

- 各障害者の支援費制度のサービス、精神保健福祉施策の利用は、一部を除き、全般的に30%に満たない数値となっている。また、サービス未利用者の今後の利用意向では、個別には知的障害者の約30%が利用したいとするサービスがあるものの、全体的には低い数値となっている。一方で、区政への要望等では、30%前後がサービスの充実(介護サービス、グループホーム、緊急一時保護)を望んでおり、利用意向の有無とは別にサービスの充実が望まれている。
- 入所施設利用者が地域での生活へ移行していくためには、退所後の居宅で受けるサービスの充実、地域での支援体制の整備が望まれている。
- 介護については、介護者自身の活動時間や休養時間の確保で困っており、身体的・精神的・経済的な介護負担感も全体的にみて「高い」と感じていることから、介護者の介護負担軽減やニーズにも対応できるサービスの提供・充実が望まれている。
- 地域での自立生活を確保していくため、専門的な相談にも対応できる相談体制の強化が望まれている。

(2) 就労への支援

- 障害者の自立生活を促進していく上で、就労希望者に対する就労支援への期待は高い。
- 一般企業就職のための必要事項としては、「自分の意欲」という本人に関わる課題のほか、「就労に結びつく技術・知識の取得」、「障害特性にあった多様な仕事・就労形態」、「上司や同僚の理解と協力」、「ジョブコーチ等就労を支援する援助者」といった就労のための周辺環境の整備への期待も高い。

(3) 子どもの発達・育成に向けた支援

- 就学前後の障害児については、福祉・保育・教育との連携の強化、一貫した指導・支援や指導者・相談相手の資質や専門性の向上が求められている。

(4) ひとにやさしいまちづくりの推進

- 障害者の社会参加、心のバリアフリーを推進していく上で、公共的な空間の整備と併せて、障害者に対する理解の促進が重要である。

■ 計画事業と目標

1 計画の目標

ノーマライゼーションの理念のもと、障害者基本法の目的である障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを踏まえ、障害者一人ひとりが地域の一員として尊重され、地域の中で自分らしい自立した暮らしを続けることができるまちを目指します。

2 基本的考え方

障害者（児）に関する課題に対応するため、次のような基本的考え方に沿って、施策を推進していきます。

- 障害のある人もない人も、等しくその人権が保障されなければなりません。また、自己実現を図り主体性自立性をもって日々の生活を送るため、自ら選択し、決定できるような自己決定、自己選択を尊重します。
- 障害のある人が、住み慣れた地域で、自己実現を図り、主体性自立性をもって日々の生活を送るためには、多様なサービスの提供が求められます。特に地域で自立して暮らすために必要となる情報提供や相談窓口の充実、グループホームの設置や、ホームヘルプサービス、ショートステイ等の多様なサービスの提供を進めます。
- 障害者が地域で自立した生活を送っていくには、障害者が働く意欲と能力を高められるように支援するとともに、その意欲と能力に応じて働けるようにしていくことが重要です。そのために、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行うとともに、公共職業安定所等と連携を図り、職場を開拓するとともに、障害の特性に応じた就労支援策を推進します。

また、障害者の就労支援を図るためには、生活面と就労面の支援を切れ目なく行うことが必要であるため、福祉、保健、雇用等の関係機関による就労支援に係るネットワークを構築します。
- 障害の早期発見、早期療育を推進するため、保健、医療、教育等の多様な関係機関と連携し、健診及び相談の充実を図ります。

保護者の理解と協力のもと、発達段階に応じた個別の支援計画を作成するとともに、関係機関との情報の共有化等により、乳幼児期から就学期、卒業後にいたる継続した支援を進めます。
- 障害者をはじめ、すべての人が住みなれた地域で安全で、快適な生活を送っていくよう、また、積極的に社会参加ができるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたひとにやさしいまちづくりを進めます。そのために、文京区福祉環境整備要綱に基づき、区内の公共的性格を有する建築物を、建築主の協力により誰でも利用しやすいよう整備を進めるとともに、区道、公園、公衆トイレ等のバリアフリー化を推進します。また、ハード面の整備に合わせて、心のバリアフリーや情報のバリアフリーの実現を目指します。

- 障害者が住み慣れた地域で豊かな生活を送るためには、必要なサービス提供とともに、地域での相談や情報提供の充実など、きめ細かな、多岐にわたる施策の推進が必要となります。

また、一人ひとりの障害の程度や様々なライフステージに対応したサービスを適切に提供していくためには、行政だけではなく、社会福祉法人やボランティア、NPO、民間福祉団体などが果たす役割が重要となっており、地域福祉の主要な担い手として支援していきます。

- 障害のある人に対する人々の理解は深まりつつあります。しかし、まだ偏見や誤解のために社会生活において差別を受けるといった実態もあります。障害のある人もない人も、ともに生きる社会を実現するためには、障害についての正しい知識を広め、障害に対する理解を深めていくことが必要です。そのため、様々な機会を通じて意識啓発に努めるとともに、障害者と地域の交流を推進します。

また、障害者がスポーツ、文化活動など社会のあらゆる分野へ自発的に参加できるよう支援していきます。

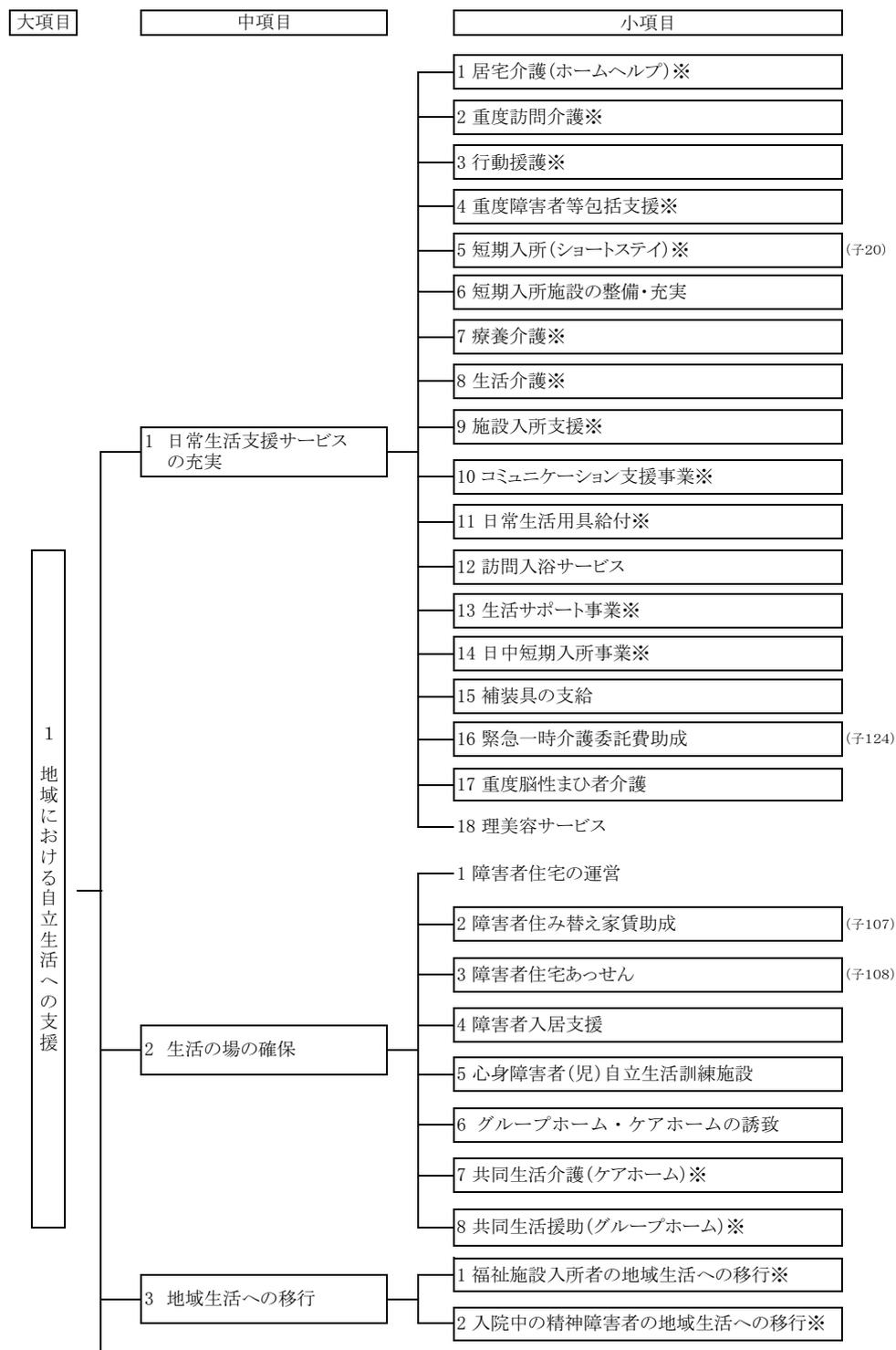
- 障害者福祉制度は、平成15年度に、利用者の自己決定を尊重した理念に基づいて導入された支援費制度により大きく転換しました。この支援費制度の制度上の課題を解決するとともに、障害者が利用できるサービスを充実し、障害者の自立と社会参加を一層推進するため、身体・知的・精神の三障害のサービス提供のしくみを一元化し、サービス体系を再編した障害者自立支援法が平成17年度に制定されました。

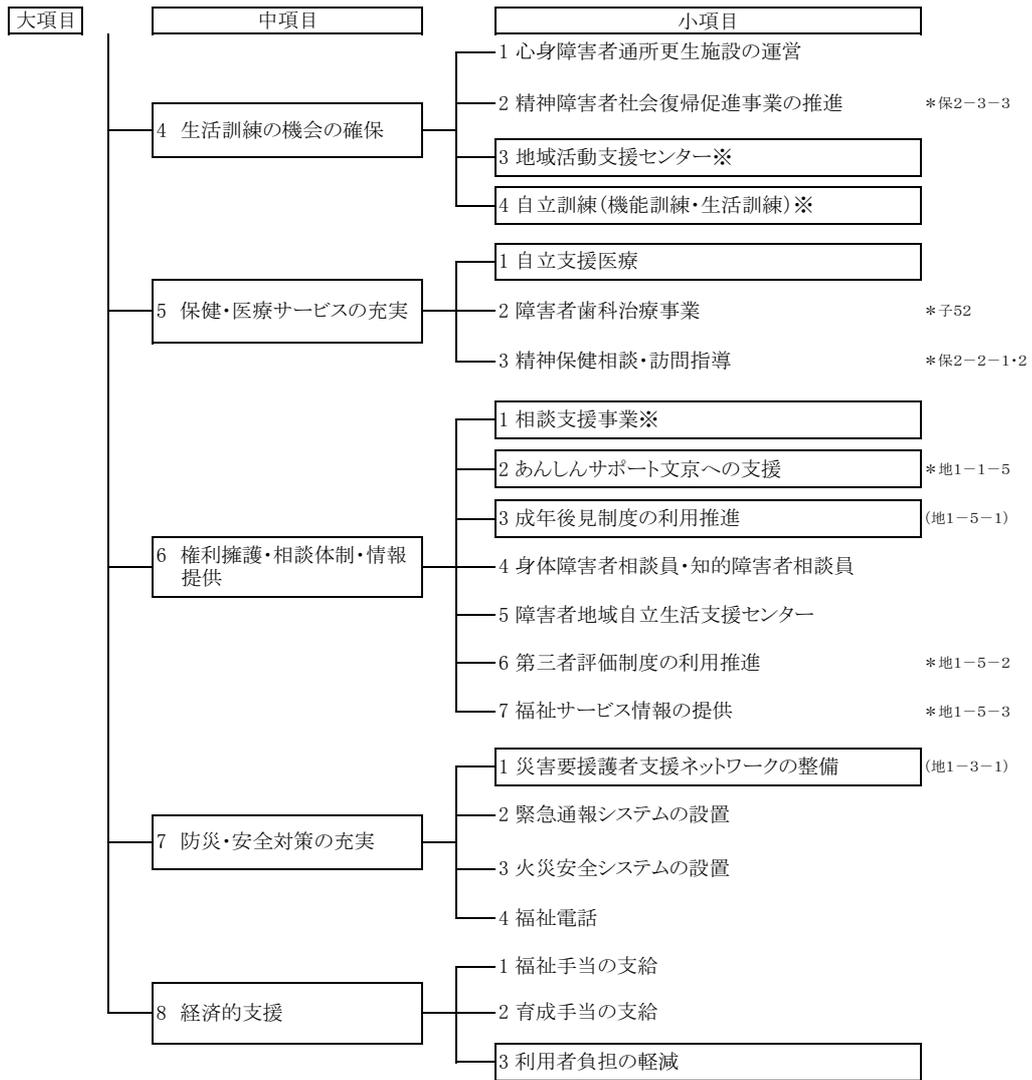
区としては、この障害者自立支援法の円滑な運営と推進に努めていきます。

3 計画の体系

1 地域における自立生活への支援

障害者の誰もが住み慣れた地域で生きがいのある自立した生活を送るためには、一人ひとりの障害者が、それぞれの障害程度や生活環境に応じた多様なサービスの提供を受けられることが重要です。そのために、日常生活を支援するサービスの充実を図るとともに、生活の場の確保や、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実、相談体制・情報提供の充実などを図っていきます。





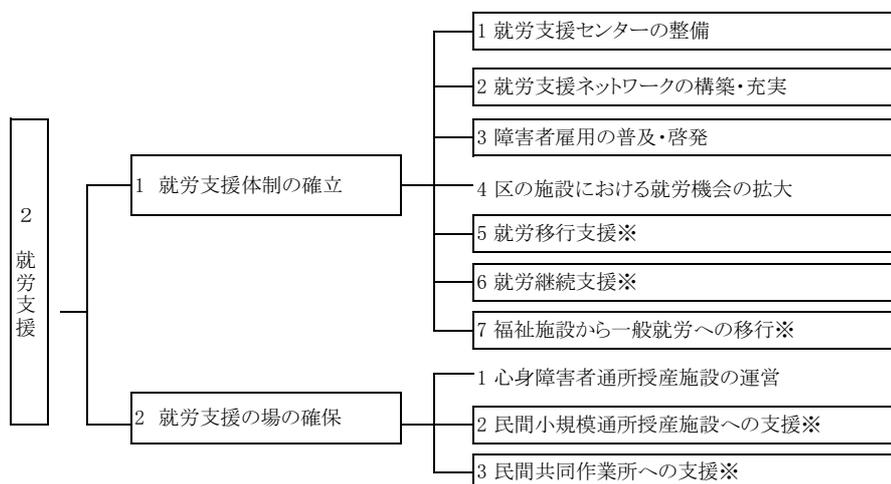
【体系図の見方について】

- ・小項目の枠囲み表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする予定の事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の末尾に（ ）又は*がついています。
 ()…本計画（障害者計画）で取り上げています。
 *…他の分野別計画で取り上げています。
- 重複事業の表記は、分野別計画の頭文字＋事業ごとの連番又は大中小項目の枝番で表記しています。
 子…子育て支援計画、保…保健計画、地…地域福祉の推進

※印は、障害福祉計画を作成するに当たって、基本的指針に即すべき事項（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）

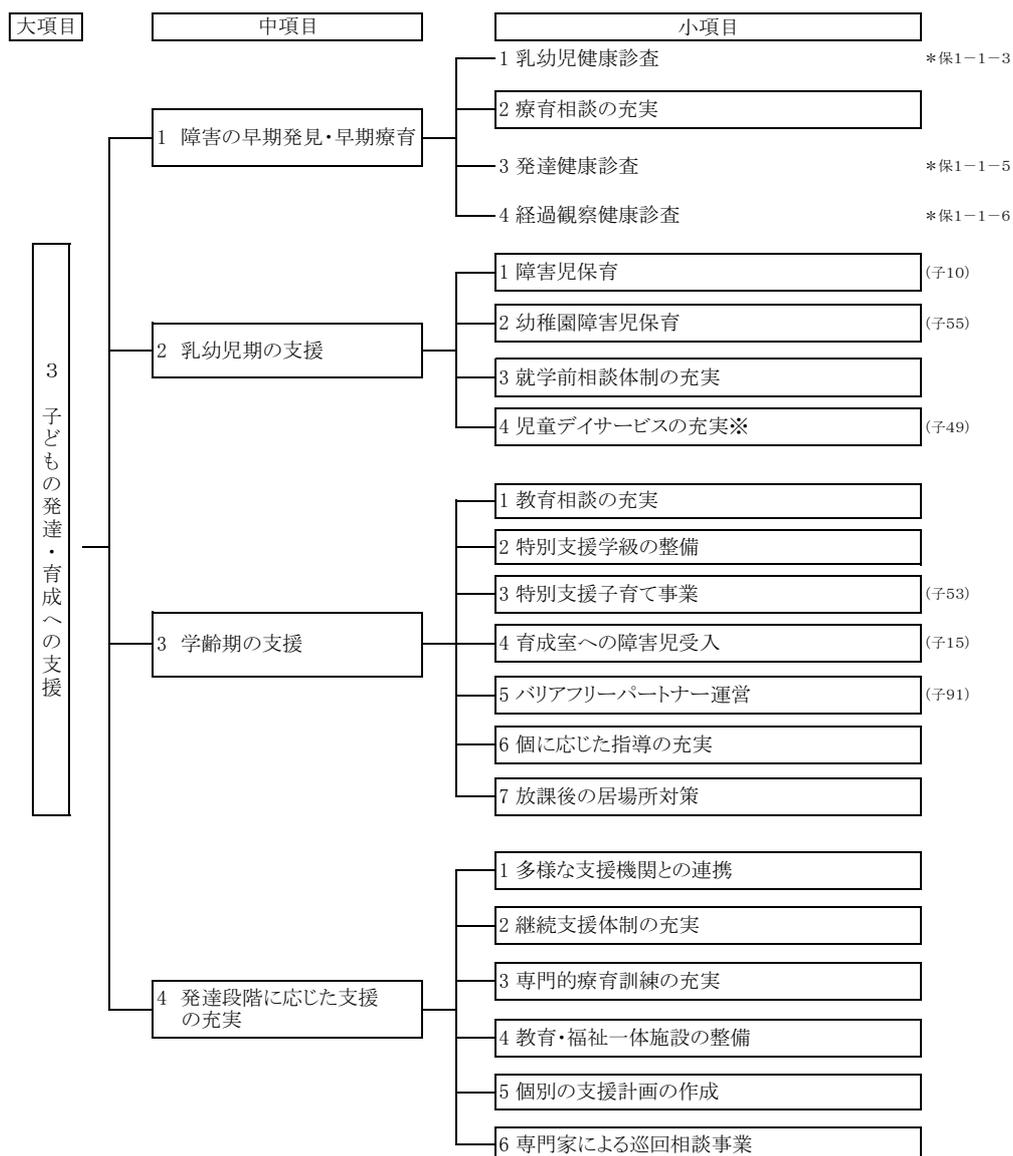
2 就労支援

障害者が地域で自立した生活を送っていくために、障害者がその意欲と能力に応じて働けるよう、就労に必要な知識や能力向上の訓練を行うとともに、障害の特性に応じた支援策を推進していきます。また、福祉、保健、雇用等の関係機関による就労支援ネットワークを構築し、支援を実施します。



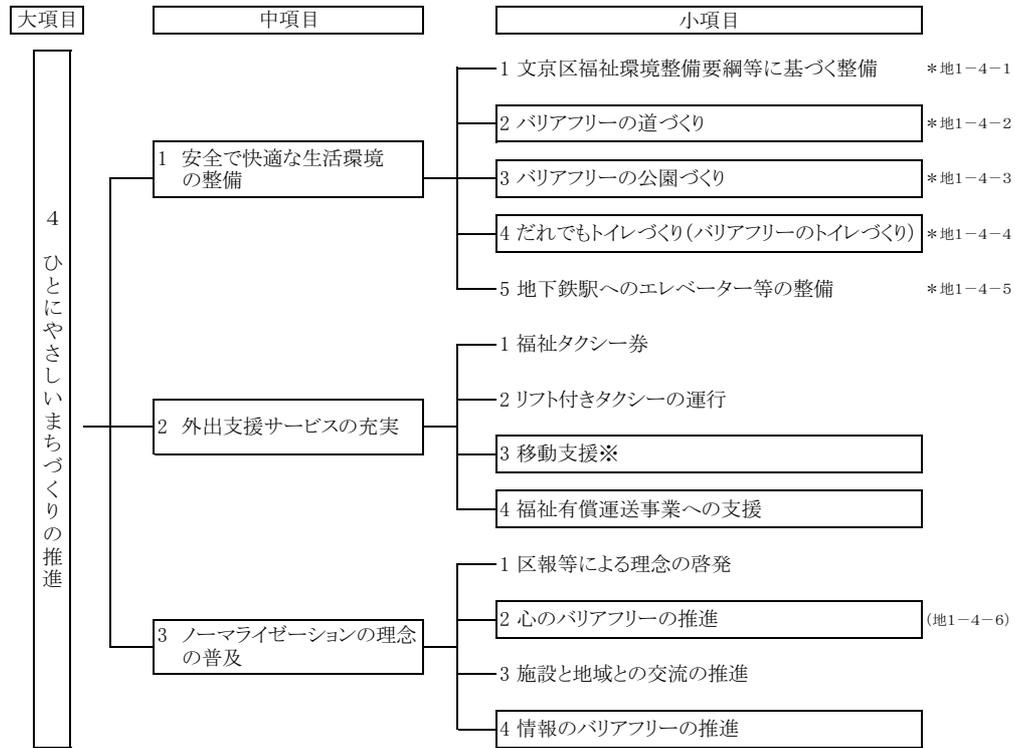
3 子どもの発達・育成への支援

子どもの発達の遅れを早期に発見し、適切な療育につなげるために、関係機関の連携による発見体制を強化するとともに、療育相談体制の一層の充実を図ります。一人ひとりの課題を把握した個別の支援計画を作成するとともに、その計画を乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援に活用するシステムを構築します。教育、福祉、保健、医療等の関係機関が連携し、必要な情報を共有して発達段階に応じた支援を進めるため、特別支援連携協議会を設置します。



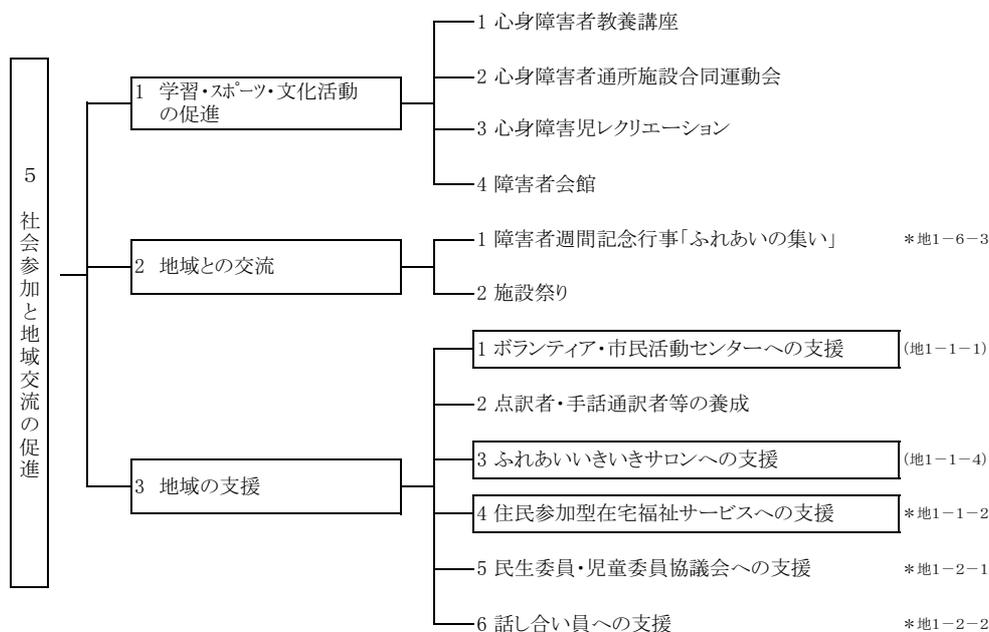
4 ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者をはじめ、すべての人が地域で安全で快適な生活を送り、積極的に社会参加ができるよう、文京区福祉環境整備要綱に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、ひとにやさしいまちづくりを進めます。また、施設面のバリアだけでなく、人々の心のバリアを除いていくため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。



5 社会参加と地域交流の促進

心身に障害のある人が、生きがいを持って生活できるよう、また、スポーツ、経済、文化活動など社会のあらゆる分野への活動に参加できるよう支援します。また、障害者施設などの地元開放や地域交流事業の充実を図り、障害者と地域住民との交流を促進します。



平成19年（2007年）3月発行

発行／文京区 編集／福祉部障害者福祉課

〒112-8555 文京区春日1-16-21 電話 03-3812-7111(代表)

<http://www.city.bunkyo.lg.jp> 印刷物番号 F0306017